

決議案第 4 号

池島和行議員に対する議員辞職勧告について

岩見沢市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり決議案を提出する。

平成 27 年 6 月 26 日提出

提出者議員	上	田	久	司
賛成者議員	伊	澤	幸	信
〃	井	幡	修	一
〃	大	坂	龍	起
〃	太	田	博	之
〃	篠	原	藤	雄
〃	豊	岡	義	博
〃	平	野	義	文
〃	増	山	宣	之
〃	峯		泰	教
〃	斉	須	正	友
〃	酒	井	和	子
〃	山	田	靖	廣

岩見沢市議会議長 笹島 清一 様

池島和行議員に対する辞職勧告決議

今回岩見沢市議会議員であります、池島和行議員の酒気帯び運転による摘発が明らかになったことに伴い、市民へ与える影響、議会への不信など、その影響は大きなものがあります。

事実で明らかになっていることは、昨年10月30日に飲食をして、その後夜中に仕事のため車を運転したところを摘発されたというものです。

本人は、時間も経っているので大丈夫と思ったとのことでありました。

しかしながら、私たち市議会議員は、市民の模範となるような行動を取らなければなりません。慎重なうえにも慎重な対応をすべきでした。

飲酒と言う行為は、運転機能や理性・自制心・動体視力・集中力・認知能力・状況判断等を低下させるものです。運転者・同乗者・周辺の歩行者などの生命にもかかわる非常に危険を伴うものです。こうした危険な行為であることから、道路交通法でも罰則規定を厳しくしてきています。

飲酒運転は過失事犯ではなく、故意の犯罪事犯類型として認識されているように、間違っただけで失敗したということとは違います。

こうした重大な問題であるという認識の甘さがあったことは否めません。

昨年7月に、かつて岩見沢市内の高校に通っていた同級生4人が巻き込まれた、小樽市での海水浴場帰りの飲酒運転によるひき逃げ事件があり、最近では砂川での同様の事件もあり、岩見沢市においても、飲酒運転の撲滅に向けた運動を展開している最中、今般、池島議員が酒気帯び運転により摘発され、運転免許取り消しという行政処分を受けたことは極めて遺憾であります。

市民と議会への信頼を失わせたこの事件の与えた影響は大きいものがあり、自らの反省を示すのであれば、まずは議員を辞職しその後の生活で襟を正すことが必要です。

よって、本市議会は、議会の権威と議員の品位、市民への信頼回復のために池島和行議員に対して自らの意志により、議員を辞職するよう強く求めるためにここに決議する。

平成27年6月 日

岩見沢市議会